

## 空き家相談会及びセミナー開催要項（案）

## ○ 目 的

空家等対策計画の取組方針として位置付けている「空き家化の予防」及び「空き家の適正管理の促進」に関する事業の実施に向け、空き家相談会及びセミナーを開催する。

セミナーでは、空き家に係る諸問題やその対処法について等の講演を行い、空き家所有者や今後所有するおそれのある方に関心を持ってもらうことで、空き家化の予防及び空き家の適正管理の促進を行うことを目的とする。

また、相談会では、各専門家の相談員による個別対応を行うことで、空き家の諸問題の解決につながる場を設けることを目的とする。

## ○ 開催日時

平成 30 年 6 月、7 月 13 時 00 分から 16 時 15 分

## ○ 開催場所

生涯学習センターラディアン

## ○ 主 催

二宮町

## ○ 共 催

神奈川県弁護士会／東京地方税理士会平塚支部／神奈川県司法書士会／神奈川県宅地建物取引業協会湘南中支部／全日本不動産協会神奈川県本部西湘支部／神奈川県土地家屋調査士会

## ○協力

神奈川県居住支援協議会

## ○ 事業内容

## 1. 「空き家対策セミナー 空き家の予防・適正管理に向けて」

## (1) 対象者

①町内に空き家を所有している方

②町内在住者で、今後町内に空き家を所有することが見込まれる方

※町外に空き家を所有されている方は対象外となります。

## (2) 講師

司法書士、土地家屋調査士

### (3) 講演内容

- ①空き家の放置によって発生する問題
- ②土地境界に係る問題について
- ③相続登記に係る問題について

## 2. 「空き家無料相談会」

### (1) 対象者

- ①空き家の管理に困っている方
- ②空き家を売却したい方
- ③空き家を利活用（賃貸等）したい方

※町内に空き家を所有している方、または今後所有することが見込まれる方、町内の空き家について売却や利活用を視野に入れている方が対象となります。

### (2) 相談員/相談内容

| 相談員      | 相談内容                        |
|----------|-----------------------------|
| 弁護士      | 相続、権利関係等に関する事               |
| 司法書士     | 相続登記に関する事                   |
| 税理士      | 相続税、固定資産税等、税金に関する事          |
| 土地家屋調査士  | 建物の表題・変更・滅失登記、境界の調査・確認に関する事 |
| 宅地建物取引業者 | 不動産（空き家）の売買や賃貸に関する事         |

### (3) 相談時間・相談人数

- ・相談時間：1人20分程度
- ・相談人数：相談員1人に対し4人受付（相談員6名×相談者4人＝24名）

### ○ 申込方法

電話、メール、FAX、いずれかで事前に申込が必要となります（先着順）。また、相談内容を事前に提出してもらい、内容に応じて相談員への割振りを行います。

### ○ タイムスケジュール

「空き家セミナー」 : 13時00分から14時00分

「空き家無料相談会」 : 14時15分から16時15分

### ○ その他

- ・耐震診断に関する相談会を同日に開催するか検討を行う
- ・相談後のフォローとして、神奈川県居住支援協議会の「空き家相談協力事業者登録制度」に登録されている事業者リストの紹介や、相談員が所属する支部に登録された会員等について相談者に紹介を行うか検討する。